

裏面白紙

法務府

鉱工品貿易公團及び繊維貿易公團解散令

ESCAPIN 7270-A
GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

AG 386 (22 Sep 50) ESS/IND
SCAPIN 7270-A

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Dissolution of Government-Owned Stocks in the Industrial and Mineral Products Foreign Trade Kodan including the Temporary Trade Business Bureau, the Textile Foreign Trade Kodan, the Warehouse Bureau of the Special Procurement Board and the Materials Bureau of the Sangyo Fukko Kodan

1. References are:

- a. Memorandum for the Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, AG 004 (24 Nov 47) ESS/GCC, SCAPIN 1826, 24 November 1947, subject: Industrial Recovery Corporation (Sangyo Fukko Kodan).
- b. Memorandum for the Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, AG 091.31 (9 Aug 48) ESS/FTC, SCAPIN 1926, 9 August 1948, subject: Export Trade.
- c. Memorandum for the Economic Stabilization Board, Ministry of Finance, Board of Audit, Special Procurement Board, Ministry of International Trade and Industry, Ministry of Agriculture and Forestry and Sangyo Kodan from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Economic and Scientific Section, 423 (16 Jan 50) ESS/PD, 16 January 1950, subject: Disposal of Government-held Stocks.

2. In order to insure effective dissolution of the Government-Owned stocks administered by the Industrial and Mineral Products Foreign Trade Kodan including the Temporary Trade Business Bureau, the Textile Foreign Trade Kodan, the Warehouse Bureau of the Special Procurement Board and the Materials Bureau of the Sangyo Fukko Kodan by 31 March 1951 and with the understanding that no new temporary agencies may be established for the purpose of holding former kodan owned stocks, the Japanese Government will:

- a. Rescind or modify restrictive regulations, ordinances, laws, etc., pertaining to the sale of stocks referred to above to accomplish the following:

裏面白紙

中算課算及中令部令臨時條例
(21.11.21部558) 54條、11條、21條、22條

(1) Eliminate minimum or floor price and enable commodities to be sold at auction to the highest bidder if not otherwise directed by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Economic and Scientific Section. The terms of this SCAPIN do not apply to supplies and salvaged items received from the United States Army and held by Japanese Government agencies.

(2) Permit negotiated contracts to be consummated in the event only one bona fide bid is tendered.

(3) Provide that in case no bids are tendered and negotiated contracts do not materialize unsold commodities be transferred to the Sangyo Fukko Kodan by the individual kodans themselves not later than 31 March 1951 at no cost to the Sangyo Fukko Kodan.

3. The Japanese Government will submit to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Economic and Scientific Section, a report reflecting measures adopted in accordance with the directions set forth in paragraph 2, above, within fifteen days of the date of this memorandum.

4. The Japanese Government will submit bi-weekly reports to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Economic and Scientific Section, reflecting quantity and value of all sales transactions completed by the individual kodans.

5. Direct communication between the appropriate agencies of the Japanese Government and the Economic and Scientific Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers is authorized to implement this memorandum.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

K. B. BUSH,
Brigadier General, USA,
Adjutant General

裏面白紙

政令 第 号

二五、一〇、七

鉱工業貿易公団及び繊維貿易公団解散令（案）

内閣は、貿易公団法（昭和二十二年法律第五十八号）第八條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（通則）

第一条 鉱工業貿易公団及び繊維貿易公団（以下「貿易公団」といふ。）の解散及び清算に関しては、この政令の定めるところによる。

（解散の登記）

第二条 通商産業大臣は、貿易公団の主たる事務所及び従たる事務所所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければならない。

2 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、直ちにその登記をしなければならない。

(貿易公団の存続)

第三条 貿易公団は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了までなお存続するものとみなす。

(清算結了の時期)

第四条 貿易公団の清算は、遅くとも昭和二十六年九月三十日までに結了しなければならぬ。

(清算人の数)

第五条 貿易公団の清算人の数は、それぞれの貿易公団について七人以内とする。

第六条 清算人は、通商産業大臣が都内の職員、貿易公団の役員その他の適当と認める者のうちから任命する。

(清算事務の執行方法)

第七条 清算に關する行為は、清算人の過半数をもつて決定する。

2 可否同数のときは、通商産業大臣が清算人のうちからあらかじめ指令する主席清算人が決定する。

(清算人の代表権)

第八条 清算人は、各自貿易公団を代表する。

（清算人の登記）

第九條 清算人は、その就任の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

（清算人の職務制限）

第十條 清算人は左の職務を行う。

- 一 現務の結了（貿易公団が管理する政府の財産に係るものを含む。）
 - 二 貿易公団の債権の取立及び債務の辨済
 - 三 貿易公団の残余財産の引渡
- 2 清算人は、前項の職務を行うため必要を裁判上又は裁判外の方法をすることができ。

（清算事務の監督）

第十一条 清算人は、就任の後直ちに貿易公団の財産及び貿易公団が管理する政府の財産の現況を調査し、それぞれ財産目録及び貸借対照表を作り通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。

2 前項の財産目録は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

3 清算人は清算計画を作成し、通商産業大臣の認可を受け、その認可を受けたところに従つて清算を行わなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の清算計画の認可を行うときはあらかじめ

大蔵大臣に協議しなければならない。

5 通商産業大臣は、必要があるとき、清算人に対し清算に関して必要な事項を命令することができる。

（債権者に対する催告）

第十二条 清算人は、その就任の日から一月以内に、少くとも三回の公告をもつて債権者に対し、一定の期間にその債権を申し出るべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下

ることができない。

2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、清算から除斥されるべき旨を附記しなければならない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその債権の申出を催告しなければならない。

4 清算人は、知れている債権者を清算から除斥することができない。

(除斥された債権者に対する弁済)

第十三条 清算から除斥された債権者は、貿易公団の債務完済の後まだ國家に引渡さない貿易公団の財産に対してのみ請求することができる。

(清算行為の特則)

第十四条 清算人が左の行為をするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

一 貿易公団の財産及び貿易公団が管理する政府の財産の処分

二 貿易公団の財産及び貿易公団が管理する政府の財産に関する
契約の更改及び和解並びに仲裁契約の締結

三 貿易公団の財産に関する権利及び利益の放棄

(残余財産の帰属)

第十五条 貿易公団の残余財産は、国庫に帰属する。

(決算書類提出の義務)

第十六条 清算事務が終つたときは、清算人は直ちに決算報告書
を作り、通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければなら
ない。

二 前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、貿易公団の
経緯及びその事業に関する重要な書類を添附しなければなら
ない。
三 第一項の決算報告書は、会計検査院の検査を受け、その承認を
受けなければならぬ。

(清算終了の登記)

第十七条 清算人は、前条第一項の承認があつた後、主たる事務所

の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

〔登記の手続〕

第十八条 解散の登記を除いて、貿易公団の登記は、清算人の申請によつてする。

第十九条 第九条第一項の規定による登記の申請書には、清算人の任命を証する書面を添附しなければならない。

2 第九条第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第二十条 清算終了の登記の申請書には、第十六条第一項の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

〔清算人の復職〕

第二十一条 清算人が清算終了の登記を終えたときは、通商産業大臣は、清算人のうち部内の職員である者をその就任直前における官吏又はこ

れと同一条件の官職に復するものとする。但し、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の適用を妨げない。

附 則

1 この政令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2 貿易公団は、昭和二十五年十二月三十一日現在における財産目録及び昭和二十五年四月から同年十二月までの貸借対照表並びに損益計算書を作り、経済安定本部総務長官に提出して、その承認を受けなければならぬ。この場合において、貿易公団法第二十条第二項の規定を準用する。

理 由

貿易公団は、昭和二十五年十二月三十一日午後十二時をもって解散するため解散に關して、必要な事項を制定する必要があるからである。

政令集

航工品貿易公司及以總經貿易公司解散令

二五、二、二

内閣は、貿易手続法（昭和二十二年法律第五十八号）第八条

第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(通則)

第一條 鐵工品貿易公團及び鐵維貿易公團（以下「貿易公團」という。）の解散及び清算に關しては、この政令の定めるところによる。

(解散の盛記)

第二條 通商産業大臣は、貴族公団の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に、その解散の登記を囑託しなければならない。

2 登記所は、前項の登記の囑託を受けたときは、直ちにその登記をしなければならない。

（公國の存続）

第三条 非営利公団は、清算の目的の範囲内において、その清算の結果了まで、なお存続するものとみなす。

(清算終了の時期)

第四集 貴公國の清算は、遅くとも昭和二十六年九月三十日までには終了しなければならぬ。

(積算人の數)

第五條 ~~北~~ 公團の清算人の數は、それぞれの貿易公團について
~~五~~ 人以内とする。

(活算人の任命)

第六條 清算人は、通商産業大臣が部内の職員、貴族公団の役員

一 清算事務の執行方法

第七條 清算に關する行為は、清算人の過半数をもつて決定する。

じめ指定する非席清算人が決定する。

(清算人の代表権)

第八條 清算人は、各自貿易公園を代表する。

(清算人の登記)

第九條 清算人は、その就任の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(清算人の職務権限)

第十條 清算人は、左の職務を行う。

- 一 現務の終了(貿易公園が管理する政府の財産に係るものを含み)
- 二 貿易公園の債権の取立及び償還の事務

財政省を第三、管轄内。

三 貿易公園の残余財産の引渡

2 清算人は、前項の職務を行うために必要な裁判上又は裁判外の方法をすることができる。

(清算事務の監督)

第十一條 清算人は、就任の後直ちに貿易公園の財産及び貿易公園が管理する政府の財産の現況を調査し、それぞれ財産目録及び貸借対照表を作り通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の財産目録は、会計検査院の調査を受け、その承認を受けなければならない。

3 清算人は、清算計画を作成し、通商産業大臣の認可を受け、その認可を受けたところに従つて清算を行わなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の清算計画の認可を行うときは、あらかじめ水産大臣に協議しなければならない。

5 通商産業大臣は、必要であると認めたときは、清算人に対し清算に關して必要な事項を命令することが出来る。

（債権者に対する催告）

第十二條 清算人は、その就任の日から一月以内に、少くとも三回の公告をもつて債権者に対し、一定の期間にその債権を申し出るべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることが出来ない。

2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、清算から除外されるべき旨を附記しなければならない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその債権の申出を催告しなければならない。

4 清算人は、知れている債権者を清算から除外することが出来ない。
（除外された債権者に対する辨済）

第十三條 清算から除外された債権者は、~~清算~~公園の債務完済の後ま

だ国庫に引渡さない~~清算~~公園の財産に対してのみ請求することが出来る。

（清算行為の特則）

第十四條 清算人が左の行為をするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

一 ~~清算~~公園の財産及び~~清算~~公園が管理する政府の財産の処分

二 ~~清算~~公園の財産及び~~清算~~公園が管理する政府の財産に關する契約の更改及び和辦並びに仲立契約の締結

三 ~~清算~~公園の財産に關する權利及び利益の放棄

（残余財産の帰屬）

第十五條 ~~清算~~公園の残余財産は、国庫に帰屬する。

（決算書類提出の義務）

第十六條 清算事務が終つたときは、清算人は、直ちに決算報告書を作り、通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 尚、清算書類を提出し、清算手続に關する重要な書類、貿易公團の帳簿及びその事務に關する重要な書類を添附しなければならない。

3 第一項の清算報告書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

（清算終了の登記）

第十七條 清算人は、清算第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地において二週間以内に、從たる事務所の所在地において三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

（登記の手続）

第十八條 解散の登記を除いて、貿易公團の登記は、清算人の申請によつてする。

第十九條 第九條第一項の規定による登記の申請書には、清算人の任命を証する書面を添附しなければならない。

2 第九條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を

証する書面を添附しなければならない。

第二十條 清算終了の登記の申請書には、第六條第一項の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（清算人の復職）

第二十一條 清算人が清算終了の登記を終えたときは、通商産業大臣は、清算人のうち部内の職員である者をその就任直前における官職又はこれと同一條件の官職に復するものとする。但し、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の適用を妨げない。

附 則

1 この政令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2 貿易公團は、昭和二十五年十二月三十一日現在における財産目録及び昭和二十五年四月から同年十二月までの貸借対照表並びに損益計算書を作り、経済安定本部総務長官に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、貿易公團法第二十條第二項

の規定を準用する。

理由

及び後述の如き

貿易公團は、昭和二十五年十二月三十一日午後十二時をもって解散する。解散に際して、必要なる事項を決定する必要があるからである。

飲工品貿易公団及び繊維貿易公団解散令 廿案十

内閣は、貿易公団法（昭和二十二年法律第五十八号）第八条

第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（通則）

第一条 飲工品貿易公団及び繊維貿易公団（以下「公団」とい
う。）の解散及び清算に関しては、この政令の定めるところ
による。

（解散の登記）

第二条 通商産業大臣は、公団の主たる事務所及び従たる事務
所の所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければな
らない。

2 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、直ちにその
登記をしなければならない。

（公団の存続）

第三条 公団は、清算の目的の範囲内において、その清算の結
了までなお存続するものとみなす。

（清算終了の時期）

第四条 公団の清算は、遅くとも昭和二十六年九月三十日まで
に終了しなければならない。

（清算人の数）

第五条 公団の清算人は、それぞれ五人以内とする。

（清算人の任命）

第六条 清算人は、通商産業大臣が部内の職員、公団の役員又
は職員のうちから任命する。

（清算事務の執行方法）

第七条 清算人が数人あるときは、清算に関する行為は、清算
人の過半数をもって決定する。

2 可否同数のときは、通商産業大臣が清算人のうちからあらかじめ指定する清算人が決定する。

（清算人の代表者）

第八条 清算人が数人あるときは、清算人は、各自公団を代表する。

（清算人の登記）

第九条 清算人は、その就任の日から、主たる事務所の所在地において二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地において二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

（清算人の職務権限）

第十条 清算人は左の職務を行う。

一 現務（公団が管理する政府の財産に係るものを含む。）の結了

二 債権の取立及び債務の辨済

三 剰余財産の引渡

2 清算人は、前項の職務を行うため、一切の裁判上又は裁判外行為をすることができる。

（清算事務の監督）

第十一条 清算人は、就任の後直ちに、公団の財産及び公団が管理する政府の財産の現況を調査し、それぞれ財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

3 清算人は、清算計画を作成し、通商産業大臣の認可を受け、その認可を受けたところに従つて清算を行わなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の清算計画の認可を行うときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

5 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に關して必要な事項を命令することができ、

（債権者に対する催告）

第十二條 清算人は、その就任の日から一月以内に、少くとも三回の公告をもつて債権者に対し、一定の期間にその債権を申し出るべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、清算人の除外されるべき旨を附記しなければならない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその債権の申出を催告しなければならない。

4 清算人は、知れている債権者を清算から除外することができない。
（除外された債権者に対する清算）

第十三條 清算から除外された債権者は、公園の債務完了の時まで国

庫に引渡さない公園の財産に対してのみ請求することができ、

（清算行為の特則）

第十四條 清算人が左の行為をするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

一 公園の附屬及び公園が管理する政府の財産の処分。

二 公園の財産及び公園が管理する政府の財産に關する契約の更改及び和解並びに仲裁契約の締結

三 公園の財産に關する權利及び利益の放棄

（残余財産の帰屬）

第十五條 残余財産は、国庫に帰屬する。

（決算書類提出の義務）

第十六條 清算事務が終つたときは、清算人は、直ちに決算報告書を作り、通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、公團の帳簿及びその事業に関する重要な書類を添附しなければならない。

第一項の決算報告書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

（清算終了の登記）

第十七條 清算人は、前條第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

（登記の手続）

第十八條 解散の登記を除いて、公團の登記は、清算人の申請によつてする。

第十九條 第九條第一項の規定による登記の申請書には、清算人の任命を証する書面を添附しなければならない。

第九條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第二十條 清算終了の登記の申請書には、第十六條第一項の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（清算人の復職）

第二十一條 清算人が清算終了の登記を終えたときは、通商産業大臣は、清算人のうち部内の職員である者をその就任直前における官職又はこれと同一条件の官職に復するものとする。但し、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）の適用を妨げない。

附 則

この政令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

理 由

鉱工業貿易公團及び繊維貿易公團の解散に關して、必要な事項を定める必要があるからである。

日 本 政 府

二五閣通産第二七二号

昭和二十五年十二月二十三日

通商産業大臣 横 尾

昭和二十五年十二月二十三日
通商産業大臣 横尾

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

鉱工業貿易公団及び繊維貿易公団解散令の制定について

標記の件について別紙のとおり閣議に附議されるようお願いする。

裏面白紙

日本 政 府

政令第

第

第一條 釧工品貿易公団及び織維貿易公団解散令（案）
内閣は、貿易公団法（昭和二十二年法律第五十八號）第八條
第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（通則）

第一條 釧工品貿易公団及び織維貿易公団（以下「公団」とい
う。）の解散及び清算に関しては、この政令の定めるところ
による。

（解散の登記）

第二條 通商産業大臣は、公団の主たる事務所及び従たる事務
所の所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければな
らない。
第二條 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、直ちにその
登記をしなければならない。

裏面白紙

日本政府

（公団の存続）

第三條 公団は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了までなお存続するものとみなす。

（清算終了の時期）

第四條 公団の清算は、遅くとも昭和二十六年九月三十日まで
に終了しなければならない。

（清算人の数）

第五條 公団の清算人は、それぞれ五人以内とする。

（清算人の任命）

第六條 清算人は、通商産業大臣が部内の職員、公団の役員
中職員のうちから任命する。

（清算事務の執行方法）

第七條 清算人が数人あるときは、清算に関する行為は、清算
人の過半数をもつて決定する。

裏面白紙

✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓
日本 政 府

2 可合同数のときは、通商産業大臣が清算人のうちからあらかじめ指定する。清算人が決定する。

一清算人の代表権一

第八條 清算人が数人あるときは、清算人は、各自公団を代表する。

一清算人の登記一

第九條 清算人は、その就任の日から、主たる事務所の所在地において二週間以内、^従たる事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所を登記しなければならぬ。
2 前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地において二週間以内、^従たる事務所の所在地においては三週間以内に、^{変更}の登記をしなければならない。

一清算人の職務権限一

第十條 清算人は左の職務を行う。

裏面白紙

日本 政 府

一 現務（公団が管理する政府の財産に係るものを含む。）の結了

二 債権の取立及び債務の弁済

三 残余財産の引渡

2 清算人は、前項の職務を行うため、一切の裁判上又は裁判外
の行為をすることかできる。
（清算事務の監督）

第十一條 清算人は、就任の後直ちに公団の財産及び公団が管理する政府の財産の現況を調査し、それぞれ財産目録・貸借対照表及び損益計算書を作り、通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

3 清算人は、清算計畫を作成し、通商産業大臣の認可を受け、その認可を受けたところに従つて清算を行わなければならない。

裏面白紙

✓ 日 本 政 府 ✓

- い。
- 4 通商産業大臣は、前項の清算訂~~議~~の認可を行うときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。
- 5 通商産業大臣は、必要があると認めたときは、清算人に対し、清算に関して必要な事項を命令することができ、(債権者に対する催告)
- 第十二条 清算人は、その就任の日から一月以内に、少くとも三~~回~~の公告をもつて債権者に対し、一定の期間にその債権を申し出るべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることかできない。
- 2 前項の公告には、債権者が別同内に申出をしないときは、清算から除斥されるべき旨を附記しなければならない。
- 3 清算人は、知れている債権者には、各別にその債権の申出を催告しなければならない。
- 4 清算人は、知れている債権者を清算から除斥することがで

裏面白紙

日本政府

きない。

（排斥された債権者に対する弁済）

第十三条 清算から排斥された債権者は、公団の債務完済の後、まだ国庫に引渡さない公団の財産に対してのみ請求すること
ができる。

（清算行為の特則）

第十四条 清算人が左の行為をするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

一 公団の財産及び公団が管理する政府の財産の処分

二 公団の財産及び公団が管理する政府の財産に関する契約

の更改及び和解並びに仲裁契約の締結

三 公団の財産に関する権利及び利益の放棄

（残余財産の帰属）

第十五条 残余財産は、国庫に帰属する。

（決算書類提出の義務）

裏面白紙

✓ ✓ ✓ 日本 政府

第十六條 清算事務が終つたときは、清算人は、直ちに決算報告書を作り、通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。

2 前項の決算報告書には、清算に關する重要な書類、公団の帳簿及びその事業に關する重要な書類を添附しなければならぬ。

3 第一項の決算報告書は、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

第十七條 清算人は、前條第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならぬ。

第十八條 解散の登記を除いて、公団の登記は、清算人の申請

裏面白紙

日本政府

によつてする。

第十九條 第九條第一項の規定による登記の申請書には、清算人の任命を証する書面を添附しなければならない。

第九條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第二十條 清算結了の登記の申請書には、第十六條第一項の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（清算人の復職）

第二十一條 清算人が清算結了の登記を終えたときは、通商産業大臣は、清算人のうち部内の職員である者をその就任直前

における官職又はこれと同一條件の官職に復するものとする。

但し、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十號）の適用を妨げない。

附 則

この政令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

裏面白紙

日 本 政 府

✓

理 由

鉱工品貿易公団及び繊維貿易公団の解散に關して、必要な事項を定める必要があるからである。

裏 面 白 紙